

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

新しい交通ネットワーク整備を中心とした吉田町活性化計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、静岡県榛原郡吉田町

## 3. 地域再生計画の区域

静岡県榛原郡吉田町の全域

## 4. 地域再生計画の目標

吉田町は、静岡県のほぼ中央、大井川河口右岸に位置し、東西6.5km、南北6.9km、面積20.84km<sup>2</sup>、平成17年3月末現在で人口29,206人、9,136世帯の町である。

県庁所在地静岡市から約25km、浜松市から約50km、首都東京からは約200kmに位置し、これらの都市との日常的なアクセスには、東名高速道路や東海道新幹線、将来的には飛行機などの高速交通体系を身近に利用できる立地条件にある。

また、当町は南アルプスから流れ出る大井川の伏流水に恵まれ、古くから養鰻業が発達し「うなぎのまち」として知られてきた。町域の90%が大井川の扇状地と坂口谷川の沖積平野で構成される標高20m未満の平坦地となっており、農耕に格好の地形のため、古くから開拓され活用されてきており、「吉田たんぼ」は自然環境的にも歴史的にも貴重な資産となっている。さらに東名吉田インターチェンジの開設に伴って企業立地が進み人口も増加、農漁村型社会から都市近郊型社会へと移行しつつある。

しかしながら、幹線道路の整備が充分とはいえないため、町中心部の町役場や町健康福祉センターへのアクセスの改善をはじめとした、町民にとっての住みやすさの向上が課題となっている。

また、農業生産地と流通拠点である東名吉田インターチェンジを結ぶ基幹道路の整備の遅れから、農産物の流通に支障を来しているのが現状である。

このため、新しい交通ネットワークにより北部地域と東部地域及び西部地域のヒト・モノの流れを活発化させ、町民の快適な生活環境の確保と農産物の流通機構の改善により、町全域の活性化を図ることとする。

(目標1) 道路整備による車輦交通体系の改善(坂部地区から神戸地区までの所要時間の4分短縮、県道焼津榛原線から国道150号までの所要時間の3分短縮)

(目標2) 農道整備による農業の振興(農業経営に関する輸送車輦等の走行費用の30%削減)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

北部地域において実施される広域営農団地農道整備事業と東部地域で実施される町道・大幡川幹線を一体的に整備する。

北部地域はまちの玄関口となるゾーンであり、広域農道の整備によりモノの流れ(生産地から消費地までの農産物の物流の効率化)、ヒトの流れ(北部地域住民の東部地域

の工場への通勤アクセス)を活発化する。

東部地域は工業ゾーンであり、各工場から町道・大幡川幹線により東名インター、さらには広域農道により静岡空港へのアクセスが向上しモノの流れを活発化する。

西部地域は市街地や吉田漁港を含むゾーンであり、慢性的な交通渋滞が発生しているが、2路線の整備により渋滞の緩和が促進され、町民が快適に生活できる環境が実現する。

これらの事業により、町全域の交通アクセス向上が図られ、安全に利用できる道路環境整備により、町民が快適に生活できる環境と農産物の流通機構の改善が実現することとなり、地域経済の活性化による地域の再生が期待される。

#### (5-2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

##### 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道；道路法に規定する町道に平成7年3月29日に認定済み。
- ・広域農道；事業採択を平成16年3月30日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成16年3月26日に確定している。

##### [ 施設の種類(事業区域) 事業主体 ]

- ・町道(榛原郡吉田町) 榛原郡吉田町
- ・広域農道(榛原郡吉田町) 静岡県

##### [ 事業期間 ]

- ・町道(平成17~20年度) 広域農道(平成17~20年度)

##### [ 整備量及び事業費 ]

- ・町道 0.44 km、広域農道 1.054km
- ・総事業費 1,141,250 千円(うち交付金 570,625 千円)  
(内訳) 町道 212,000 千円(うち交付金 106,000 千円)  
広域農道 929,250 千円(うち交付金 464,625 千円)

#### (5-3) その他の事業

該当なし。

#### 6. 計画期間

平成17年度~平成20年度

#### 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間終了後に事業主体が必要な調査を行い状況を把握するとともに、関係行政機関と関係者等からなる「協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

#### 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。